

京都精華大学 SNS 利用ガイドライン

1. ガイドラインの目的

SNS を利用した情報発信および利用者との自由な議論やネットワーク形成等については、表現活動を行う上でも意義ある活動として認められるものであり、原則として SNS の利用は個人の自由に属するものです。一方で、利用方法や表現内容によっては利用者の意図しない問題が発生し、本人のみならず第三者や大学の名誉を傷つけたり、社会的利益を損ねたりする可能性があります。また、本学の基本理念の一つ、「品位のない態度と言葉は、この大学社会から除かれなければならない。」と相容れない場合もあり得ます。

本ガイドラインは、本学構成員（教員、職員、学生）が SNS を利用する際の基本的な考え方や留意点を示し、安全かつ適切な利用を促すことを目的としたものです。内容を充分理解し、適切な利用を心がけてください。

2. 定義

2.1 SNS の定義

SNS とは、X、Instagram、LINE、YouTube、Tiktok、Bluesky、note、Facebook、mixi、BeReal、Snapchat、ブログなど、インターネットを通じて情報を不特定多数へ向けて公開する機能を持つメディアを指します（技術革新に伴い新たに生まれる同種のメディアも含む）。

2.2 本学構成員の定義

本学構成員（教員、職員、学生）とは、以下の者を指します。

- ① 本学が雇用するすべての教職員（専任教職員、特別任用教員、シニア教職員、非常勤講師、助手、限定事務職員、嘱託職員、契約職員、特定業務職員、臨時職員）
- ② 本学に就学するすべての学生（科目等履修生、研究生、交換留学生を含む）

3. 適用範囲

本ガイドラインは、本学構成員が公私を問わず SNS 上で情報を発信、公開する場合に適用します。

4. 遵守事項

4.1 個人としての責任

SNS 上で発信した内容は、たとえ個人アカウントであっても世界に広く公開・拡散される可能性があることを認識してください。発信した情報の責任はすべて発信者個人にあります。削除されたとしても情報は完全に消えるわけではない点に注意してください。

4.2 法令遵守

SNS 上の表現活動においては日本の法令および本学諸規程を遵守してください。また、留学先や旅先など国外に滞在する場合も、諸外国の法令や国際法を遵守してください。

4.3 構成員としての自覚

京都精華大学構成員としての自覚と責任を持ち、情報の発信は慎重に行ってください。大

学名や実名の明示の有無に関わらず、発信した情報が本学に多大な影響を及ぼす可能性があることを認識してください。大学名や所属を明示する場合は、自身の発言内容が大学の見解として捉えられる可能性を自覚し、発信内容が大学の公式見解ではない旨を明確に表記してください。

4.4 公序良俗の遵守

差別的、侮辱的、または他者を傷つけるような発言を行わないでください。基本的人権、著作権、肖像権、プライバシー権など、他者の権利を侵害しないよう注意してください。また、守秘義務を負う情報について関係者の許可なく発信しないよう注意してください。

4.5 発信情報の正確性

正確な情報の発信に努め、虚偽の情報は流さないなど、自分が掲載した内容に責任を持ってください。不正確な内容の発信は大きな混乱につながる可能性があります。また、発信した情報に誤りがあると分かった場合は、速やかに情報を訂正してください。その際、無用なトラブルや誤解を避けるためにも、変更箇所・事由を可能な限り明記するようにしてください。

4.6. 避けるべき行為の例

1) 他者への誹謗中傷やヘイトスピーチ

- 他者を傷つける発言や、特定の個人や団体、人種、思想、信条等を差別・攻撃する投稿。

2) 個人情報の流出

- 自身や他者の個人情報（住所、電話番号、メールアドレスなど）を公開する行為。

3) 大学の信用を損なう行為

- 誤解を招く情報や虚偽の情報を発信し、大学の名誉を毀損する行為。

4) 違法行為の助長

- 違法行為や反社会的行為を助長する内容の発信、違法コンテンツの拡散等。

5) 営利目的の利用

- 大学の許可なく、営利目的で大学名を使用する行為。

5. 教育・啓発活動

大学は、構成員が SNS を適切に利用できるよう、SNS リテラシーに関する研修等を定期的
に開催します。

6. 調査等の対応

4. の遵守事項に反し、法令、諸規程、各方針、守秘義務等の違反、他者の権利等の侵害等の疑いが生じた場合、または本学の信用や名誉を損なうと本学または法人が判断した場合は、調査を行い、その結果にもとづき厳正で適切な対応をします。

2025 年 12 月 22 日

常務理事会決定